

### ○三重大学学位規則（抄）

（専攻分野の名称等）

第 12 条 授与する学位には、次項に定めるものを除き、次のとおり専攻分野を付記するものとする。

学位の別	学部・学科・研究科等の別		専攻分野
学士	人文学部	文化学科	人文科学
		法律経済学科	法律経済
	教育学部		教育学
	医学部	医学科	医学
		看護学科	看護学
	工学部		工学
	生物資源学部		生物資源学
修士	人文社会科学研究科	地域文化論専攻	人文科学
		社会科学専攻	社会科学
	教育学研究科	教育科学専攻	教育学
	医学系研究科	医科学専攻	医科学
		看護学専攻(博士前期課程)	看護学
	工学研究科(博士前期課程)		工学
	生物資源学研究科(博士前期課程)		生物資源学
	地域イノベーション学研究科(博士前期課程)		学術
博士	医学系研究科	生命医科学専攻	医学
		看護学専攻(博士後期課程)	看護学
	工学研究科(博士後期課程)		工学
	生物資源学研究科(博士後期課程)		学術
	地域イノベーション学研究科(博士後期課程)		学術

2 専門職学位課程を修了した者に対し授与する学位は、次に定めるところによる。

学位	研究科・専攻
教職修士(専門職)	教育学研究科教職実践高度化専攻